

○国立大学法人埼玉大学卓越研究員制度に関する

取扱要項

〔平成29年9月14日
学 長 裁 定 〕

改正 令和2. 9. 18

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）において優れた若手研究者が安定したポストにつきながら、独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするための卓越研究員制度の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 卓越研究員 文部科学省が実施する卓越研究員事業により、本学に採用された教員をいう。

(2) テニユアトラック制 国立大学法人埼玉大学テニユアトラック制に関する規則により定める制度をいう。

(採用)

第3 本学における卓越研究員は、テニユアトラック制により採用する。

(公募及び選考)

第4 卓越研究員の採用にあたっては、国際公募によりテニユアトラック制を実施する部局等（以下「実施部局等」という。）が選考（当事者間交渉を含む。）を行い、教授会等の議を経て学長が決定する。

2 前項に定める選考の過程において、適時、研究担当の理事が当該選考に加わるものとする。

(研究費)

第5 卓越研究員の研究費については、卓越研究員事業による補助金又は大学運営費をもって充てる。

2 卓越研究員の研究費として、初年度及び2年度目の2年間で1,200万円（年間800万円）を、3年度目から5年度目までは年間200万円を上限として支援する。ただし、人文学・社会科学系にあっては初年度及び2年度目の2年間で800万円（年間500万円）を、3年度目から5年度目までは年間100万円を上限として支援する。

(卓越研究員の研究環境等)

第6 実施部局等は、卓越研究員が自立的に研究を行い、優れた能力を発揮できる

よう研究費、メンターの配置及び研究スペースなどの環境整備を研究機構と連携して行うものとする。

2 実施部局等は、卓越研究員の活動については、研究のエフォート率が70%以上となるよう配慮するものとする。

3 実施部局等は、卓越研究員に係るテニユア審査基準を学長の承認を得たうえで定めるものとする。

(テニユアトラック制に関する規則等の適用)

第7 国立大学法人埼玉大学テニユアトラック制に関する規則のうち、第2条から第4条及び第7条から第10条の規定は卓越研究員に適用する。

2 国立大学法人埼玉大学テニユアトラック制に関する要項のうち、第7から第10の規定は卓越研究員に適用する。

3 前2項に掲げる事項について、特別の事情等により適用することができないと学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、卓越研究員制度の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和2年9月18日から施行する。

2 この要項施行の際、前日から引き続き在職する卓越研究員については、なお従前の例による。